別表第二防衛医科大学校の項の次に次のように加える。

統合幕僚監部	防衛省組織令第六十七条第一号に規定する事務に従事することを本務とする職員（防衛大臣の定める者に限る。）	一
陸上幕僚監部	防衛省組織令第九十九条第二号に規定する事務に従事することを本務とする職員（防衛大臣の定める者に限る。）	一
海上幕僚監部	防衛省組織令第百二十四条第三号に規定する事務に従事することを本務とする職員（防衛大臣の定める者に限る。）	一

別表第三本省内部部局の項中「報道官」を「報道官　公文書監理官」に改め、同表航空方面隊司令部の項を次のように改める。

航空方面隊司令部	航空方面隊司令官 航空方面隊副司令官 幕僚長	一種	別表第五落下傘降下作業手当の項中「（航空手当の支給を受ける者を除く。）」を削り、「落下傘隊員手当」を「航空手当、落下傘隊員手当」に改め、同表死体処理手当の項中「を除く」を「にあつては、防衛大臣の定めるものに限る」に、「三千二百円」を「四千円」に改め、同表災害派遣等手当の項を次のように改める。	

災害派遣等手当	
災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）に基づく災害対策本部の設置に係る災害、原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）に基づく原子力災害対策本部の設置に係る原子力災害（以下「原子力災害」という。）その他の防衛大臣の定める大規模な災害（原子力災害のうち防衛大臣の定めるものを除く。）及び第二十八条の二第一項の規定による緊急災害対策本部の設置に係る災害（以下「特定大規模災害」という。）が発生した場合において、自衛隊法第八十三条の三の規定により派遣された職員であつて、遭難者等の捜索救助活動、道路若しくは水路の啓開その他の防衛大臣の定める危険又は困難等を伴う救援等の作業に従事するもの	作業一日につき、次の作業の区分に応じてそれぞれ次に定める額 原子力災害のうち防衛大臣の定めるもの又は特定大規模災害における作業　四万二千円を超えない範囲内で防衛大臣の定める額 特定大規模災害における作業　六千四百八十円を超えない範囲内で防衛大臣の定める額
災害対策基本法に基づく災害対策本部の設置に係る災害、原子力災害対策特別措置法に基づく緊急事態応急対策実施区域並びに平成十一年法律第百五十六号に基づく原子力災害対策本部の設置に係る原子力災害（以下「原子力災害」という。）その他の防衛大臣の定める大規模な災害（原子力災害のうち防衛大臣の定めるもの及び第二十八条の二第一項の規定による緊急災害対策本部の設置に係る災害（以下「特定大規模災害」という。）が発生した場合において、自衛隊法第八十三条の三の規定により派遣された職員であつて、遭難者等の捜索救助活動、道路若しくは水路の啓開その他の防衛大臣の定める危険又は困難等を伴う救援等の作業に引き続き二日以上従事する者を除く。）に引き続き二日以上従事する者をいう。）	作業一日につき千六百二十円（災害対策基本法に基づく警戒区域及び原子力災害対策特別措置法に基づく緊急事態応急対策実施区域並びにこれらに準ずる危険な区域として防衛大臣の定めるものにおける作業並びに人命の救助の作業で特に生命に著しい危険を伴うものとして防衛大臣の定めるもの（一日従事職員の作業を除く。）にあつては、三千二百四十円）

附　則

この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

防衛大臣　岩屋　毅
内閣総理大臣　安倍　晋三

地方税法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十一年三月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第八十七号

地方税法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、地方税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第二号）の施行に伴い、並びに同法附則、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）、地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）、国税収納金整理資金に関する法律（昭和二十九年法律第三十六号）、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十九号）附則の規定に基づき、この政令を制定する。

（地方税法施行令の一部改正）

第一条　地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第六条の二十一の二中「法第二十条の十一の二に規定する金融機関等は、預貯金者等情報（同条」を「金融機関等（法第二十条の十一の二に規定する金融機関等をいう。以下この条において同じ。）は、預貯金者等情報（法第二十条の十一の二」に、「第六条の二十二の三第一項及び第六条の二十二の七第二項」を「以下この章」に、「その」を「当該金融機関等が保有する」に、「附則第十条第九項第一号において」を「以下」に改める。

第六条の二十一の二の次に次の二条を加える。

（口座管理機関の加入者情報の管理）

第六条の二十一の三　口座管理機関（法第二十条の十一の三に規定する口座管理機関をいう。以下この条において同じ。）は、加入者情報（法第二十条の十一の三に規定する加入者情報をいう。以下この条において同じ。）に関するデータベース（加入者情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。）における各株式等（法第二十条の十一の四に規定する株式等をいう。）に係る電磁的記録に当該口座管理機関が保有する当該口座管理機関の加入者（同条に規定する加入者をいう。次条において同じ。）の個人番号又は法人番号を記録しなければならない。

（振替機関の加入者情報の管理）

第六条の二十一の四　振替機関（法第二十条の十一の四に規定する振替機関をいう。以下この条において同じ。）は、加入者情報（法第二十条の十一の四に規定する加入者情報をいう。以下この条において同じ。）に関するデータベース（加入者情報に係る情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。）における各株式等（法第二十条の十一の四に規定する株式等をいう。）に係る電磁的記録に当該振替機関が保有する当該振替機関又はその下位機関（同条に規定する下位機関をいう。）の加入者の個人番号又は法人番号を記録しなければならない。